

令和3年7月30日

関係各位

京都府商工労働観光部長

新型コロナウイルス感染症に係る 京都府まん延防止等重点措置等について

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、ありがとうございます。

今般、7月30日に開催された第51回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、感染拡大を抑制するため、下記のとおり、まん延防止等重点措置等による要請等を行うことといたしました。

つきましては、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、要請及び働きかけの内容等を周知いただきますようお願いいたします。

記

【京都府まん延防止等重点措置等の概要】

● 期間 令和3年8月2日（月）0時から令和3年8月31日（火）24時まで

1. 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請 ※詳細は京都府ホームページで確認願います。

対象	飲食店、喫茶店等、遊興施設※で 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗		
期間	令和3年8月2日（月）0時から8月31日（火）24時まで		
要請内容等	営業時間	<特措法第31条の6第1項> 京都市域（重点措置区域）	<u>5時から20時まで</u>
		<特措法第24条第9項> 京都市以外の地域	5時から21時まで
	酒類提供	<特措法第31条の6第1項> 京都市域（重点措置区域）	<u>酒類提供は行わない</u> (利用者による店内持ち込みを含む)
		<特措法第24条第9項> 京都市以外の地域	11時から20時30分まで (「一定の要件」を満たした場合に限る)

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、酒類の提供時間短縮のみ要請

酒類提供要件	▶ 酒類提供のため飲食店が満たすべき「一定の要件」 ①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）、②手指消毒の徹底、 ③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底、 ⑤同一グループの入店は、原則4人以内とすること ※京都市域は要件を満たしても酒類提供は行わないこと
営業にあたっての要請内容	特措法第31条の6第1項又は第24条第9項に基づく要請 (一例) ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 ・カラオケ設備の使用自粛 など ※詳細は京都府ホームページで確認してください
協力金の支給(店舗への支給額)	1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり（定休日等の店休日を除く）、 事業規模（売上高）に応じて、 <u>京都市域：3万円～、その他地域：2.5万円～</u> ※「別紙<参考>」を参照のこと
早期支給	要請期間の終了を待たず、協力金一部の早期支給を実施予定
認証制度への取組	京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度に取り組むこと

2. 催し物（イベント等）の開催に対する要請 ※詳細は京都府ホームページで確認願います。
 <特措法第24条第9項>
 イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った開催・施設利用を要請

区域等	府全域 8月2日（月）0時から8月31日（火）24時まで
人数上限	5,000人（上限）
収容率	大声での歓声・声援等がないことを前提 100%以下 大声での歓声・声援等が想定されるもの 50%以下※ ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい
開催時間	21時まで
事前相談	①全国的な移動を伴うイベントや、②参加者が1,000人を超えるイベント、③やむを得ず開催時間の繰り下げが必要な場合等、事前に京都府相談窓口へメール等で相談

3. 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等の要請等（8月2日0時～8月31日24時）
 ※詳細は京都府ホームページで確認願います。

対象地域：京都市 <特措法第24条第9項>

①商業施設等

施設の種類の種類	内 訳	内 容
①商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	1,000㎡超の施設：要請
②遊技施設	マーじゃん店、パチンコ店、ゲームセンター 等	1,000㎡以下の施設：働きかけ
③遊興施設 ※	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	・営業時間短縮 5時から20時まで
④サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、飲食店等の取扱いによる特措法第31条の6第1項による要請の対象となる

- ・感染防止対策（業種別ガイドラインの遵守）の徹底を要請
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請
- ・飲食店等の取扱いは飲食店に対する営業時間短縮の要請内容に準じる

②イベント関連施設

施設の種類の種類	内 訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
		要 請	働 き かけ
①劇場・映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	・21時までの営業時間短縮 ※イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮	・21時までの営業時間短縮 ※イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮
②集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール		
③ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）		
④運動施設・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地 等	・20時までの営業時間短縮 ※イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮	・20時までの営業時間短縮 ※イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮
⑤博物館等	博物館、美術館 等	飲食店等に準ずる。	
⑥結婚式場	結婚式場		

【例】協力金の支給：時短要請に応じた大規模施設・テナント

対象地域：京都市 ※詳細は京都府ホームページで確認してください

特措法第24条第9項に基づく要請に応じた、1,000㎡超の大規模施設（※1）を運営する事業者に対して、自己利用部分面積（※2）1,000㎡毎に20万円/日・施設に、「時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を支給

「①商業施設等」及び「②イベント関連施設」のうち、1,000㎡超の大規模施設において、テナント契約に基づき一般消費者向けの店舗を運営する事業者に対して、店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗に、「時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を支給

※1 「①商業施設等」及び「②イベント関連施設」のうち、映画館・プラネタリウム並びに屋内運動施設が対象

※2 大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分

※ 「別紙『<参考>2 飲食店以外への協力金（京都市内：8/2～8/31 実施分）』」を参照のこと

対象地域：京都市以外の地域 <法によらない働きかけ>

①商業施設等

施設の種類の	内 訳	内 容
①商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施設規模に関わらず働きかけ</div> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮 5時から21時まで <p>（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）</p>
②遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
③遊興施設 ※	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	
④サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、飲食店等の取扱いによる特措法第24条第9項による要請の対象となる

- ・感染防止対策（業種別ガイドラインの遵守）の徹底を要請
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請
- ・飲食店等の取扱いは飲食店に対する営業時間短縮の要請内容及び酒類提供の「一定の要件」の要請に準じる

②イベント関連施設

施設の種類の	内 訳	内 容
①劇場・映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施設規模に関わらず働きかけ</div> <p>営業時間短縮 21時まで</p>
②集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
③ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
④運動施設・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地 等	
⑤博物館等	博物館、美術館 等	
⑥結婚式場	結婚式場	

4. 感染拡大を抑制するための取組<特措法第24条第9項及び第31条の6第1項>

(1) 人が集まる機会の低減

- ▶ テレワークや休暇の分散取得等により「出勤者数の7割削減」をめざす
- ▶ 飲食機会では大人数を避け「きょうとマナーを徹底」
- ▶ 人が集まる恒例行事は、「開催を慎重に判断」
- ▶ 事業者はバーゲンセール等に関する広報を控える
- ▶ 路上、公園等での集団での飲酒など、感染リスクが高い行動はしない

(2) 基本的な感染防止対策の徹底

- ▶ ワクチン接種の有無にかかわらず、正しいマスクの着用、手指消毒等の徹底
- ▶ 少しでも体調が悪ければ、医療機関に相談し、人との接触を避け、外出を控える
- ▶ 同居者の感染が判明し濃厚接触が疑われる場合は14日間自宅待機
- ▶ 職場での居場所の切り替わりに注意

<特措法第31条の6第2項>

- ▶ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない

(3) 移動に伴う感染リスクの低減

- ▶ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- ▶ 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で混雑している場所や時間を避けて行動
- ▶ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ往来の自粛
- ▶ 特に、緊急事態措置地域、まん延防止等重点措置地域等との往来の自粛
- ▶ 公共交通機関では、車内での会話を控える

<参考>

1 飲食店等への協力金

(1) まん延防止等重点措置協力金（京都市内：8/2～8/31 実施分）の概要

1 要請期間	8月2日（月）～8月31日（火）【30日間】
2 対象地域	京都市内
3 要請内容	午前5時～午後8時の間の営業を要請（酒類提供は行わないこと）
4 対象施設	飲食店・喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く）、遊興施設（※）（接待を伴う飲食店等）で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗 ※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は時短要請の対象外。（なお、酒類提供に関する要請は対象）
5 支給額	事業規模（売上高）に応じた支給額 ※ 次頁の【まん延防止等重点措置協力金（京都市内：8/2～8/31 実施分）の支給額】を参照 ※ 定休日等の店休日を除き、時短要請に協力した日数に応じて支給
6 支給要件	次のいずれにも該当する事業主（大企業も対象となります。） ・時短要請を行った令和3年7月30日（金）以前に午後8時から午前5時までの時間帯で営業を行っている「4 対象施設」を運営する企業・団体及び個人事業主であること ・対象施設に関して、必要な許認可（※）等を取得している者であること ※ 食品衛生法における飲食営業許可 など ・「1 要請期間」のうち、時短営業の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じた者であること ・京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証ステッカー若しくは新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること
7 申請方法	詳細は、後日ホームページで案内

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (京都市以外の地域 : 8/2~8/31 実施分) の概要

1 要請期間	8月2日(月)~8月31日(火) 【30日間】
2 対象地域	京都市以外の地域
3 要請内容	午前5時~午後9時までの間の営業を要請(酒類提供は以下の要件を満たした上で、午前11時から午後8時30分まで) 【酒類提供要件】 ①アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、②手指消毒の徹底、③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底、⑤同一グループの来店は、原則4人以内とすること
4 対象施設	飲食店・喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く)、遊興施設(※)(接待を伴う飲食店等)で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗 ※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は時短要請の対象外。(なお、酒類提供に関する要請は対象)
5 支給額	事業規模(売上高)に応じた支給額 ※ 以下の【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(京都市以外の地域:8/2~8/31実施分)の支給額】を参照 ※ 定休日等の店休日を除き、時短要請に協力した日数に応じて支給
6 支給要件	次のいずれにも該当する事業主(大企業も対象となります。) ・時短要請を行った令和3年7月30日(金)以前に午後9時から午前5時までの時間帯で営業を行っている「4 対象施設」を運営する企業・団体及び個人事業主であること ・対象施設に関して、必要な許認可(※)等を取得している者であること ※ 食品衛生法における飲食営業許可 など ・「1 要請期間」のうち、時短営業の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じた者であること ・京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証ステッカー若しくは新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること ・酒類を提供する場合は、酒類提供要件に係るチェックリストを作成し、府による確認を受けていること(※) ※ チェックリストを作成し、すでに府による確認を受けている場合は、再度の確認は不要。府による確認を受けていない場合は、チェックリストを作成の上、飲食店酒類提供支援事務局にご連絡願います。 <チェックリストダウンロード先> https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/documents/030621checklist.pdf <飲食店酒類提供支援事務局> TEL:075-284-0143 月~土 午前9時~午後5時(日曜日・祝日は休み)
7 申請方法	詳細は、後日ホームページで案内

【まん延防止等重点措置協力金 (京都市内) : 8/2~8/31 実施分) の支給額】

		令和2年又は令和元年の時短要請月の1日当たりの売上高		
		~7.5万円	7.5万円~25万円	25万円~
支給額	売上高方式 (中小企業)	3万円/日	3万円~10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	売上高減少額方式 (大企業及び希望する中小企業)	令和2年又は令和元年の時短要請月の1日当たりの売上高減少額×0.4/日 (上限20万円/日)		

【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (京都市以外の地域) : 8/2~8/31 実施分) の支給額】

		令和2年又は令和元年の時短要請月の1日当たりの売上高		
		~8.3333万円	8.3333万円~25万円	25万円~
支給額	売上高方式 (中小企業)	2.5万円/日	2.5万円~7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	売上高減少額方式 (大企業及び希望する中小企業)	令和2年若しくは令和元年の時短要請月の1日当たりの売上高減少額×0.4/日 又は 令和2年若しくは令和元年の時短要請月の1日当たりの売上高×0.3/日 のいずれか低い額(上限20万円/日)		

2 飲食店以外への協力金（京都市内）：8/2～8/31 実施分）

○要請対象施設及び協力金支給対象者

施設区分	施設例(床面積が1,000㎡を超えるものに限る。)	特措法に基づく要請内容	支給対象	
特定大規模施設	商業施設※1	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	特定大規模施設の運営事業者及びテナント事業者	
	屋内運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等		
	屋内遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等		
	遊興施設※2	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等		
	サービス業※1	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等		
	映画館等	映画館、プラネタリウム		午後9時までの営業時間短縮
イベント関連施設	劇場等	劇場、観覧場、演芸場等	テナント事業者のみ	
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等		【イベント開催の場合】 午後9時までの営業時間短縮
	ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）		人数上限5,000人かつ 収容率50%以下（大声での 歓声、声援等がない場合は 収容率100%以下）
	屋外運動施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場等		【イベント開催以外の場合】 午後8時までの営業時間短縮
	屋外遊技施設	テーマパーク、遊園地等		
	博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等		

※1 生活必需物資（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材、化粧品、衣料品、家電製品、本、文房具）の売場及び生活必需サービスの提供を行う店舗を除く。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。

○時短要請に応じた事業者に対する協力金

特定大規模施設の運営事業者	特措法第24条第9項に基づく要請に応じた、1,000㎡超の特定大規模施設を運営する事業者に対して、 自己利用部分(※)の協力面積1,000㎡毎に20万円/日・施設に「時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額 を協力日数分支給
特定大規模施設及びイベント関連施設のテナント事業者	特定大規模施設及びイベント関連施設において、テナント契約に基づき一般消費者向けの店舗を運営する事業者に対して、 店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗に、「時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額 を協力日数分支給

※ 特定大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分

○特定大規模施設運営事業者への追加支給

特定大規模施設 (建築物の床面積の合計が1,000㎡超)	要請に応じたテナント店舗等が合わせて10以上存在する施設については、「要請に応じたテナント店舗等の数×2千円」に、「時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を支給日額に加算
---------------------------------	--

3 問合せ先

協力金コールセンター

電話番号 075-365-7780（月～土 9:30～17:30）※日・祝日は休み

大規模施設等協力金コールセンター

電話番号 075-252-1330（月～土 9:30～17:30）※日・祝日は休み